

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3340号)

令和8年5月22日

横情審答申第3340号

令和8年5月22日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和5年7月24日総法第263号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成29年度、平成30年度 横浜市総務局で勤務していた特定職員の出  
退勤時刻管理簿 対象期間 平成29年4月から平成30年5月まで」の非開  
示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「特定職員の平成29年4月から平成30年5月までの出退勤時刻管理簿」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年4月13日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は、「実施機関が庶務事務システムによる職員の出退勤時刻の管理を開始したのは、平成30年10月1日からであり、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないため」と要約される。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、文書の開示を求める。
- (2) 「出退勤時刻管理簿は平成30年10月1日から作成されたものである」との非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由が虚偽である。
- (3) 審査請求人は「勤怠管理システムの開示請求」をしているところ、このシステムは庶務事務システムによるものであり、平成19年11月1日から正式運用を開始し、処分担当課も対象である。同日以降の庶務事務システムによる出勤簿の存在

は明らかである。

- (4) 出退勤時間等関係書類の文書保存期間は、平成30年度行政文書分類表によれば5年であり、開示請求年度は令和4年度であるから、本件審査請求文書を保有しているはずである。

## 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定職員の平成29年4月から平成30年5月までの出退勤時刻管理簿である。横浜市の出退勤時刻管理簿には、職員の所属、氏名、日付、出勤・退勤時刻等が記載されている。

- (3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

審査請求人は、本件請求以前に特定職員の出勤簿の開示請求を行っており、本件請求では、特定職員の出退勤時刻管理簿を請求している。

出退勤時刻管理簿は、庶務事務システムで作成されるものであり、令和2年2月28日のシステム改修によって、平成30年10月以降の出退勤時刻管理簿が作成されるようになった。それ以前の出退勤時刻管理簿は作成されておらず保有していない。

イ 当審査会において、平成30年9月14日「IDカード（職員証）による退勤管理の導入について（通知）」及び令和2年2月25日「庶務事務システムにおける令和2年2月改修項目について（通知）」を確認したところ、平成30年10月1日から退勤管理を開始し、令和2年2月28日から庶務事務システムに出退勤時刻管理簿の作成機能が追加されたことが認められた。また、開示請求書には、特定職員の「出退勤時刻管理簿」と記載されており、上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情

も認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日                          | 審 査 の 経 過             |
|--------------------------------|-----------------------|
| 令和 5 年 7 月 24 日                | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和 5 年 8 月 25 日                | ・審査請求人から意見書を受理        |
| 令和 8 年 3 月 25 日<br>(第407回第一部会) | ・審議                   |
| 令和 8 年 4 月 23 日<br>(第408回第一部会) | ・審議                   |